

お問合せ先

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

Plastic Packaging Recycling Council (PPRC)

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目22番5号 新橋TSビル5階

TEL 03-3501-5893 FAX 03-5521-9018

URL <http://www.pprc.gr.jp> Mail info@pprc.gr.jp

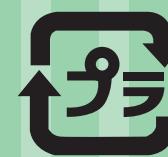
プラ推進協

検索

設立 1998年(平成10年)4月
会員 ホームページ記載



(2019年11月発行)



プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

Plastic Packaging Recycling Council

2 容器包装に使われるプラスチックの種類

プラスチックの種類は、100種類を超える、それぞれ、電気を通さない、水や薬品等に強い、腐食しにくい、燃えやすい、燃えにくい、酸素や水を通さないなど、様々な特性をもっています。

容器包装に使われるプラスチックも、その容器包装の使い方に応じて、様々な機能が求められます。内容物（中身製品）が食品の場合、酸素や水分などを通さず、食品の腐敗を防ぎ、熱を遮断して鮮度を守るなどの機能があります。

そこで、様々なプラスチックが持っているそれぞれの特性を活かし、色々な方法で成形加工して、中身製品に合った容器包装が作られています。単一材質のプラスチックでは充分な機能を発揮できない場合には、複数の材質のプラスチックを使って要求に沿った機能を与えます。



容器包装に使われる主なプラスチック

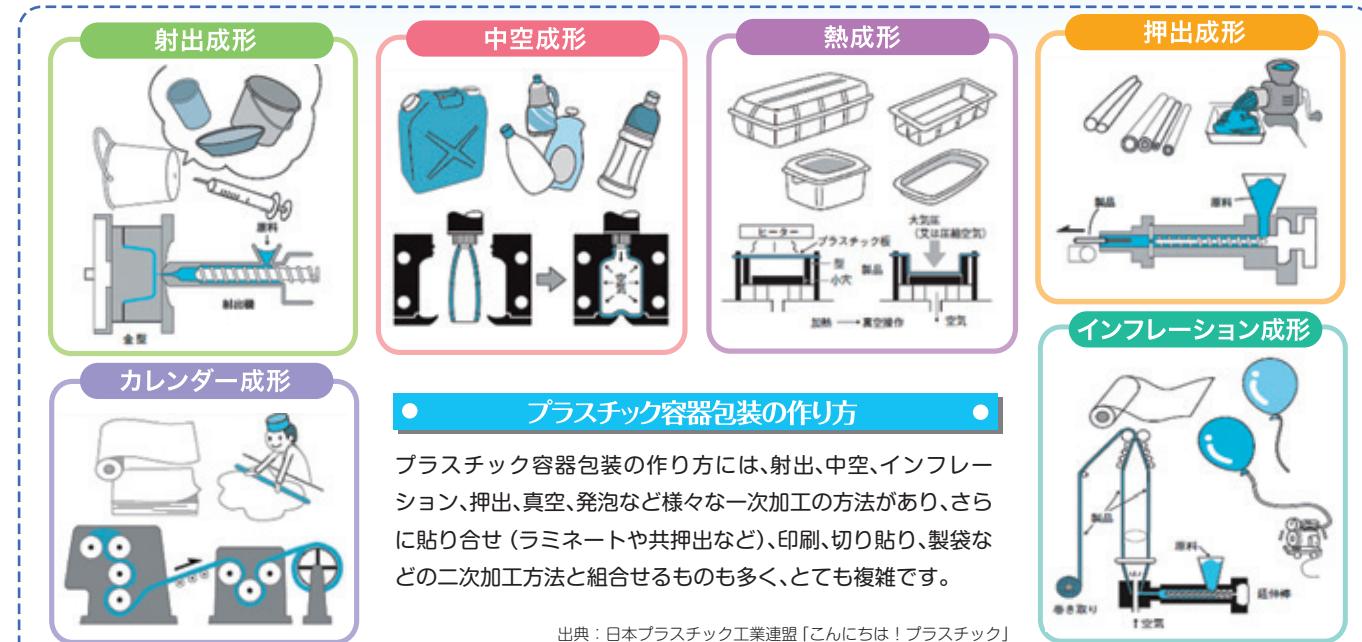
容器包装に使われる主なプラスチックは約10種類で、飲料ボトルにはポリエチレンテレフタート、レジ袋には高密度ポリエチレン、各種の包装用フィルムやごみ袋には低密度ポリエチレン、包装用フィルムや総菜など各種容器包装にはポリプロピレン、食品トレイにはポリスチレン、酸素や水分などを防ぐために、塩化ビニリデン、エバール樹脂、ナイロンなどが使われています。

種類	JIS略語	分類	特徴	容器包装としての主な用途
ポリエチレン	PE	低密度ポリエチレン(LDPE)	水より軽い。電気絶縁性、耐水性、耐薬品性、環境適性に優れるが、耐熱性は乏しい。	ポリ袋、ラップフィルム、食品チューブ
		高密度ポリエチレン(HDPE)	LDPEよりやや重いが、水より軽い。電気絶縁性、耐水性、耐薬品性に優れ、LDPEより耐熱性、剛性が高い。	包装フィルム、レジ袋、ポリ袋、食品容器、シャンプー・リンス容器
ポリプロピレン	PP		最も比重が小さい。耐熱性が比較的高い。機械的強度に優れる。	包装フィルム、食品容器、キャップ、トレイ、ごみ容器
ポリアミド(ナイロン)	PA		乳白色で、耐摩耗性、耐寒冷性、耐衝撃性が良い。	包装フィルム
ポリスチレン	PS	ポリスチレン	透明で剛性があるGPグレードと、乳白色で耐衝撃性をもつHIグレードがある。着色が容易。電気絶縁性がよい。ベンジン、シンナーに溶ける。	食品容器、CDケース
		発泡ポリスチレン	軽くて剛性がある。断熱保温性に優れている。ベンジン、シンナーに溶ける。	食品用トレイ、カップ麺容器
ポリエチレンテレフタート(PET樹脂)	PET	延伸フィルム	透明性に優れ、強靭で、ガスバリア性に優れている。	包装フィルム
		無延伸シート	透明性に優れ、耐油性、耐薬品性に優れている。	惣菜・佃煮・フルーツ・サラダ・ケーキの容器、各種透明包装
		ボトル	透明で、強靭で、ガスバリア性に優れている。	飲料・醤油・酒類・茶類・飲料水などの容器(ペットボトル)
塩化ビニル樹脂(ポリ塩化ビニル)	PVC		燃えにくい。軟質と硬質がある。水に沈む。表面の艶・光沢が優れ、印刷適性が良い。	ラップフィルム
塩化ビニリデン樹脂(ポリ塩化ビニリデン)	PVDC		無色透明で、耐薬品性が良く、ガスバリア性に優れている。	包装用フィルム、ハムやソーセージのケーシング
エチレン・ビニルアルコール共重合体(エバール樹脂)	EVOH		酸素遮断性、耐油性、耐薬品性に優れ、透明性や光沢も良いが、耐水性、耐湿性、耐アルコール性に劣る。	マヨネーズの容器、カレールーの容器など

出典：日本プラスチック工業連盟「こんにちは！プラスチック」

プラスチック容器包装の種類

プラスチック容器包装には、ボトル、トレイ・パック類、フィルム、袋類、ラップ、発泡品など様々な形態があります。さらに、同じ形態でも印刷や着色されていない透明タイプ、色柄などを付けたもの、発泡させたものなど、多種多様です。中身製品の保護や、見た目すぐ分るデザイン、持ち運びなどに適するなど、使い方に合わせた様々な容器包装があります。使われる材質も、単一材質のもの（例えば、ペットボトル、白色トレイなど）や複合材質のもの（例えば、各種パウチ、マヨネーズ容器、歯磨チューブなど）など多様です。



● プラスチック容器包装の作り方 ●

プラスチック容器包装の作り方には、射出、中空、インフレーション、押出、真空、発泡など様々な一次加工の方法があり、さらに貼り合せ（ラミネートや共押出など）、印刷、切り貼り、製袋などの二次加工方法と組合せるものが多く、とても複雑です。

出典：日本プラスチック工業連盟「こんにちは！プラスチック」

中身製品を守る複合材質

こうした様々なプラスチックが使われるるのは、充填・包装される中身製品の品質を守る上で、最も適した材質を選んでいるからです。プラスチック容器包装には、複数の材質を使ったものが多くあります。それぞれの材質特性を活かして、容器包装の使用量を可能な限り少なくしつつ安価で要求された機能を発揮するために、各種の材質を組み合わせているわけです。

マヨネーズ容器の場合

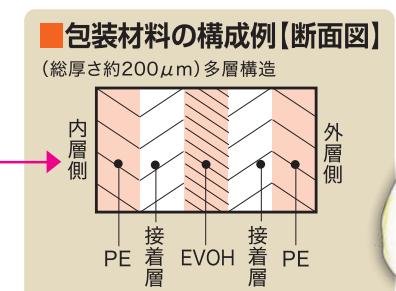
マヨネーズの容器は、酸素等を遮断するバリア機能と中身が見える透明性を持った容器ですが、例えば、ポリエチレンを主に3種類のプラスチックフィルムを5層に張り合わせ、それぞれの特性を組み合わせて、少ない量の材料で、中身のマヨネーズを長持ちさせています。もしも同じ機能を持つ容器をポリエチレンだけ作ると、フィルムの厚みが現在の容器の約50倍の厚さになってしまいます。こうした効果的な使い方は、プラスチック容器包装の大きな特長で、容器包装の原材料を削減する環境配慮設計と言えます。

■ 守るための保護機能

守るべき中身の品質
成分変化（油の酸化、色素の分解）をさせない
微生物の侵入を防ぐ

包装の機能
酸素バリア性
密封性

■ 賞味期限6ヵ月～10ヵ月（常温）



3 容器包装の機能と役割

容器とは、物を入れる器のこと。包装とは、中身を守り、飾り整えるということことで、中身を包み守る行為や包む素材、包まれた状態などを言います。

容器包装は、古代から人間の生活を支えてきましたが、20世紀になってプラスチックが新たな素材として登場し、人々の生活に大きく貢献してきました。

容器包装に必要とされる機能・役割

容器包装はガードマン
= 内容物の保護



出典：(公社)日本包装技術協会資料

容器包装はヘルパー
= 輸送効率を高め、取り扱う人にも優しい



容器包装はセールスマントリニケーター
= 情報の伝達



① 中身製品の品質保持 = 保存・賞味期限を延長できる。

食品や飲料の場合、賞味期限や品質保持期限の延長で、食品のロスを減らし、ごみを減らす効果もある。

② 取扱いし易くする = 高齢者や子供等にも扱いやすくする。効率的な輸送が図れる。

③ 情報伝達の機能 = 内容物の製品情報を適切に表示でき、アイキャッチ性を高める。

プラスチック容器包装は、これら要求される機能・役割に応えるべく適材適所で使われています。

容器包装材の基本機能と具備要件

基本機能	保護機能	物理的な要因からの保護 化学的要因からの保護 生物的要因からの保護 人為的要因からの保護	流通段階での圧縮、振動落下衝撃による破損、外圧による変形、熱、電気、湿気、水等 酸化、紫外線等による劣化、腐食、臭気等 微生物、虫、ねずみ等 悪戯、犯罪、誤用等
	利便機能	流通上の利便性 販売上の利便性 消費上の利便性 パリアフリー・ユニバーサルデザインの配慮	荷役・運搬(運びやすい・持ちやすい)、保管(積みやすい・置きやすい)等 陳列(並べやすい・見分けやすい)、単位(売りやすい) 開封、再封、携帯等 使いやすい(レトルト・レンジ対応等)
		訴求性 商品表示 取扱い表示 使用包装材料	商品のアピール、アイキャッチ性等 食品衛生法、JAS法等に基づく表示、薬事法に基づく表示等 バーコード・荷扱いの注意・開封方法等 材質表示・廃棄方法等
		各種法規制・規格等に適合 人体安全性の確保及び注意表示 衛生性の確保 トレーサビリティのための製造記号番号工場表示など	食品衛生法・乳等省令・各種自主規則・業界団体基準・薬事法等 PL法対応 HACCP対応、異物管理、防虫防そ管理、臭氣管理等
具備要件	安全・衛生性	省資源・省エネ 廃棄上の配慮 適性包装 消費者保護法適合 法・条例等に基づく材質表示・廃棄方法等	省資源・再生資源利用・リユースリサイクル適性の確保 HACCP対応、異物管理、防虫防そ管理、臭氣管理等
	社会・環境性	包装作業適正・ライン適性 包装材料供給(品質・数量)の安定性 包装材料価格	包装作業・包装機械・ライン化適性 量産性・供給量安定性・品質安定性(寸法・形体誤差・固有性能等) 低価格・安定性
	経済性	工業所有権	製法・材料・意匠などの登録・ライセンス等

(社)日本包装技術協会刊「包装の早わかり」P16, 17より抜粋

4 プラスチック容器包装の安全性

安全性について考えてみましょう。普通、安全な物質と言うと毒性のない物質を考える方がほとんどでしょう。しかし、よく考えると、例えば、塩、醤油、お酒など昔からの食品でも、摂取し過ぎたら安全ではありません。安全性とは、その物質の持つ性質を基本に、その摂取量や方法などによって、変わります。

プラスチック容器包装は、食品をはじめ、洗剤、医薬、化粧品など、私たちの生活の身近なところで使われていますから、その安全性の確保がとても重要であり、そのための法律などが定められています。

法制度と自主規制

食品衛生法

第16条 人の健康を損なうおそれのある器具・容器包装を製造、輸入、販売、使用してはならない。
第18条 厚生労働大臣は、器具・容器包装若しくはこれらの原材料の規格や、製造の基準を定めることができます。

食品用容器包装等の規格基準

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（厚生省令第52号）
食品、添加物等の規格基準（厚生省告示昭和34年第370号）

平成30年6月13日付 改正食品衛生法が交付
令和2年6月1日施行

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備を
目的として、ポジティブリスト（PL）制を導入（告示370号）

平成30年に食品衛生法が改正され、これまで業界の自主基準であったポジティブリストが、これまでの自主基準を基に令和2年6月から改正法に基づく基準になるなど、食品用容器包装の衛生安全の法規制が変わります。

⇒ これまで約40年にわたり合成樹脂業界は3衛生団体の制定するポジティブリストにより自主規制をしてきました。
自主規制はポジティブリスト（PL）と衛生試験法で構成され、これに適合する銘柄に確認証明書を交付しました。
一なお、ボリ衛協は昭和48年に厚生省と通産省の要請により自主規制を実施するために設立されました

業界団体の自主規制の状況

<ポジティブリスト（PL）制>
塩ビ食品衛生協議会
ポリオレフィン等衛生協議会
塩化ビニリデン衛生協議会
合成樹脂工業協会
日本ゴム協会

<ネガティブリスト（NL）制>
日本接着剤工業会
印刷インキ工業会

ネガティブリスト制から、一部ポジティブリスト制に
変わる可能性があります。

出典：ポリオレフィン等衛生協議会 資料

我が国の容器包装を含む食品用プラスチックの安全性に関する法律

食品安全基本法

(平成15年5月制定=食品の安全性確保に関する基本理念や国、地方自治体の責務などを規定)

改正食品衛生法

(昭和22年12月制定=食品の安全性の確保に必要な措置を講じて、国民の健康を保護する目的)。食品衛生法に基づく告示によって器具・容器包装の安全に関する規格基準や衛生試験法が定められています。

さらに、食品用プラスチックに関わる事業者は、ポリオレフィン等衛生協議会などを設置して約30年前から業界の自主基準を設けて、食品容器包装等に使われるプラスチックの安全性の確保・向上に取り組んでいます。

食品を直接入れたり、包んだりするプラスチック容器包装は、何より安全でなければなりません。日本では、国による法令と、より厳しい業界の自主基準によって安全と安心が守られています。

再生プラスチックを 食品用容器包装に使用する条件

1. 食品衛生法第16条、第18条に従うこと。
2. 厚労省食品安全部の再生プラスチックの指針
(平成24年4月27日通知、食安発0427第1号)
による行政指導に従うこと。

循環型社会構築に向けて再生プラスチックを食品用容器包装に
使用するための指針を国が策定して行政指導を進めています。
一食品用容器包装が一般廃棄物に占める割合は大きい—

使用済食品容器包装からの再生材料を食品用途に使用する
ためには、その資源の純度、再生工程の能力、品質管理体制、
用途と使用条件などを整備して安全性を確保する必要があります。

出典：ポリオレフィン等衛生協議会 資料

5 循環型社会を目指す法律

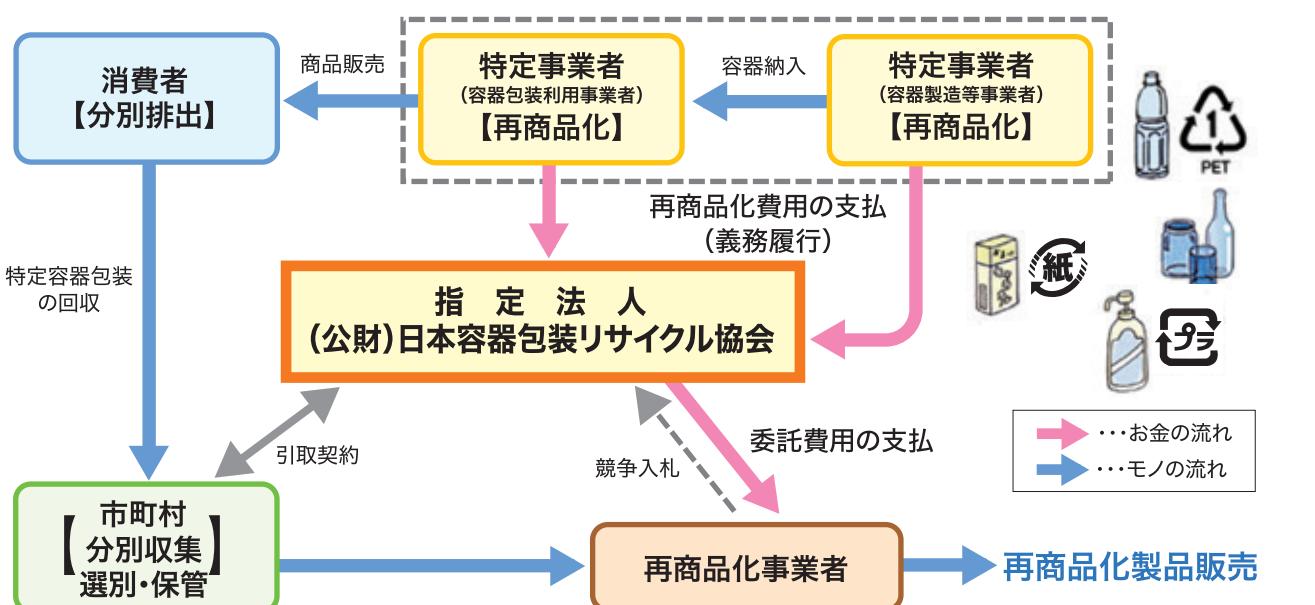
循環型社会形成にむけた法体系



出典: 環境省資料

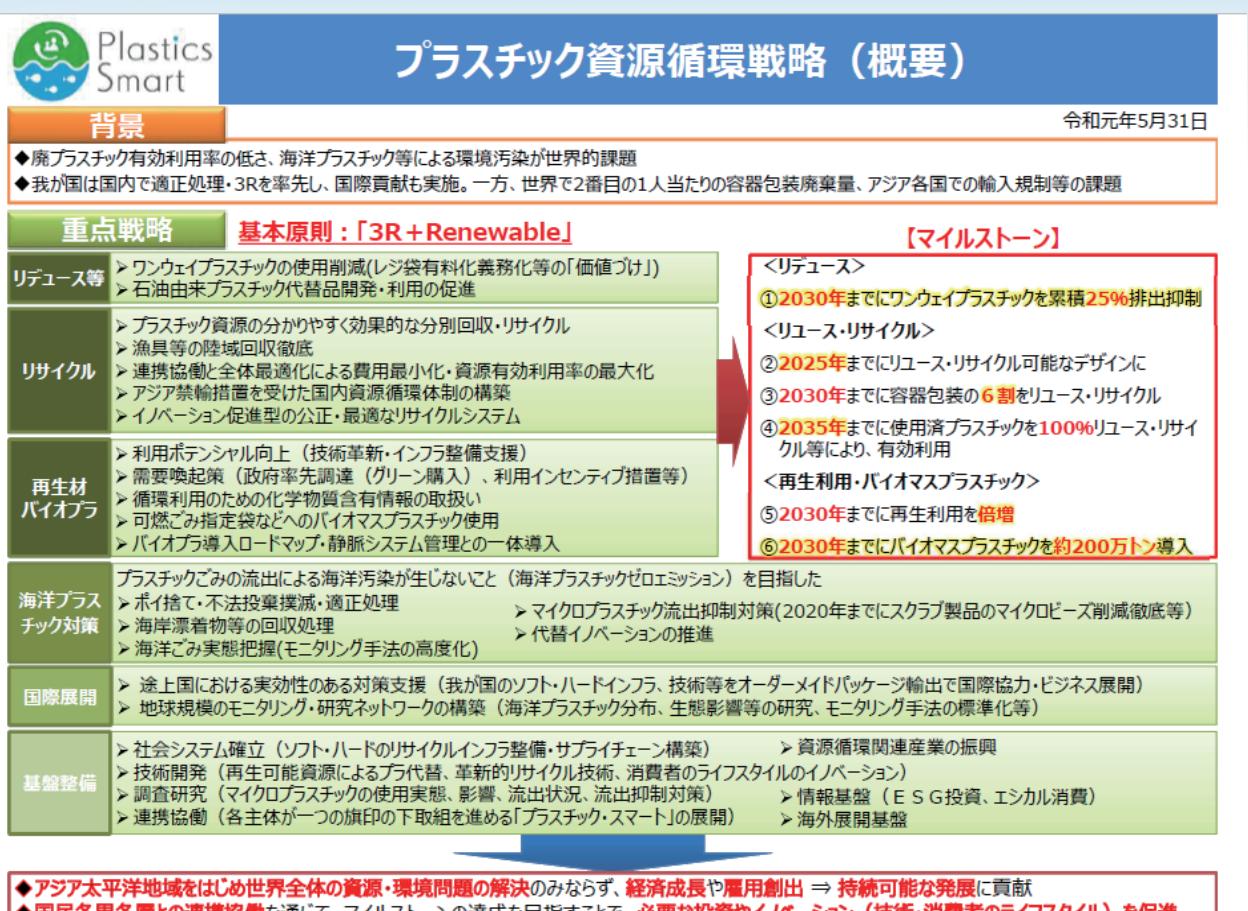
容器包装リサイクル法の概要

- 一般廃棄物の減量、資源の有効利用のため、家庭ごみの約5割（容積比）を占める容器包装のうち「ガラス製容器」、「PETボトル」、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」のリサイクル（再商品化）を特定事業者に義務付け。
- 再商品化義務を負う事業者と、分別排出を行う消費者、分別収集を行う市町村が、それぞれの役割を果たすことによって成り立っている制度。



出典: 経済産業省資料

プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチック対策アクションプラン (令和元年5月30日政府発表)



- アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- 国民各界各層を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進



6 プラスチックの循環利用

一旦使われたプラスチックを、再び材料・製品などに有効利用する場合、リサイクルやリカバリーなどの方法があります。元々、プラスチックは、様々な分子を化学的に合成した物質で、リサイクルする場合も、他の素材に比べて、様々な素材の特性に即した多様なリサイクルの方法がありますが、大きく分けると、下記の3つの方法に分類することができます。

- 材料リサイクル** 同じ材質の樹脂を、熱で溶かしてプラスチック材料・製品にする方法
- ケミカルリサイクル** 熱やガス等を使い化学的方法で分子にして材料・製品にする方法
- サーマルリカバリー** 石油由来の特性を活かして、熱エネルギーとして利用する方法

容器包装リサイクル法では、プラスチック容器包装のリサイクル（再商品化）の方法として、材料リサイクルとケミカルリサイクルが認定されており、サーマルリサイクルは固体燃料化（RPF）だけが、緊急避難的な方法に位置づけられています。

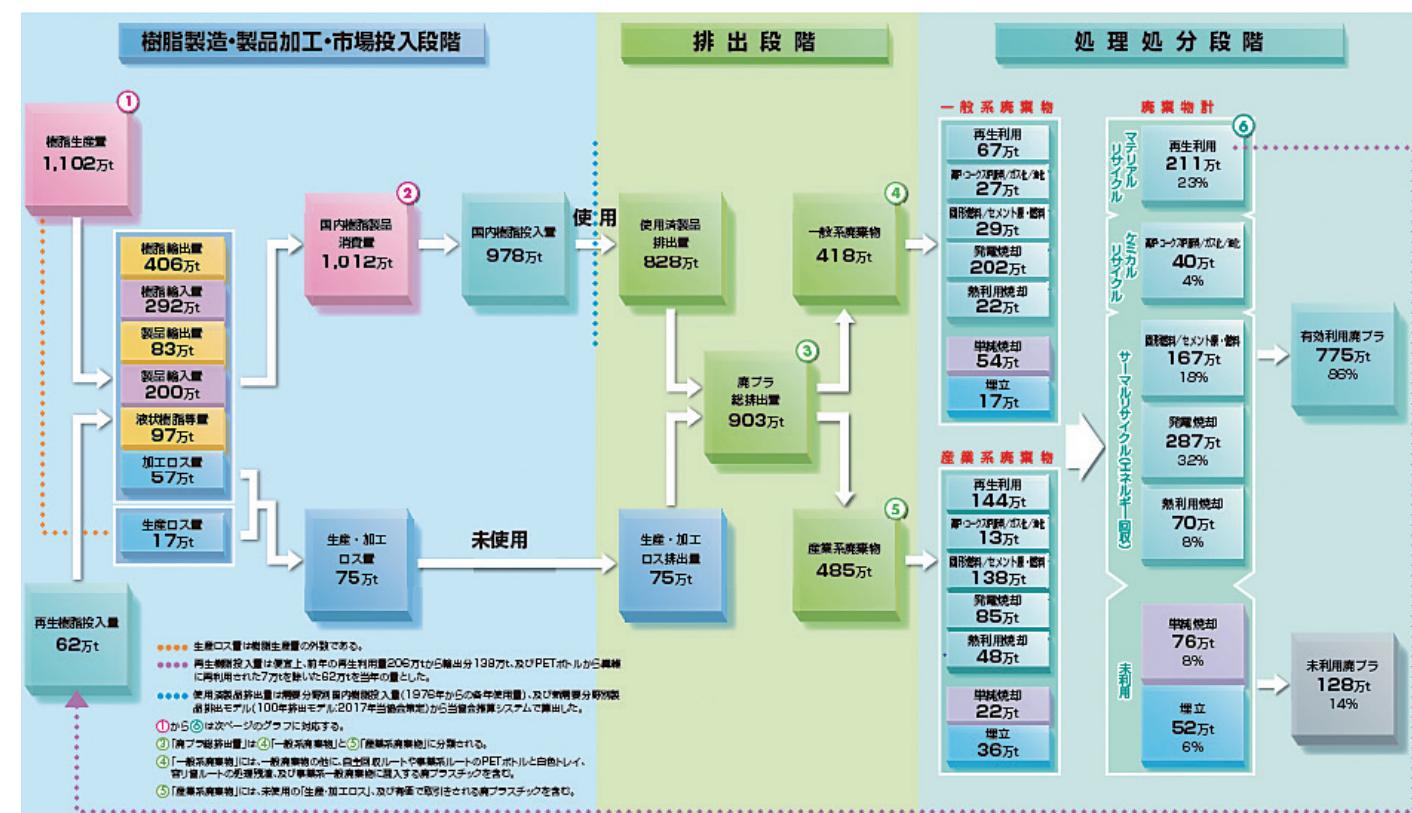


プラスチックの循環利用

(一社)プラスチック循環利用協会では、プラスチックの生産から廃棄、処理・処分までを調査し、数値を含めたフロー図に纏め、毎年公表しています。2017年の調査によれば、材料リサイクルされたプラスチックは211万t。このうち産業系廃棄物由来が144万t（68%）、一般系廃棄物由来が67万t（32%）で、産業系廃棄物が多くを占めていました。なお、一般系廃棄物には、店頭回収されたPETボトルや食品トレイと事業系PETボトルを含んでいます。

なお、(公財)日本容器包装リサイクル協会の公表値によると、2017年に容器包装リサイクル法により、材料リサイクル（再商品化）されたPETボトル以外の容リプラは約15.4万t（7.5%）で、日本のプラスチックのリサイクルの全体量からみると僅かです。

プラスチックマテリアルフロー



※四捨五入による数値の不一致は一部存在する。

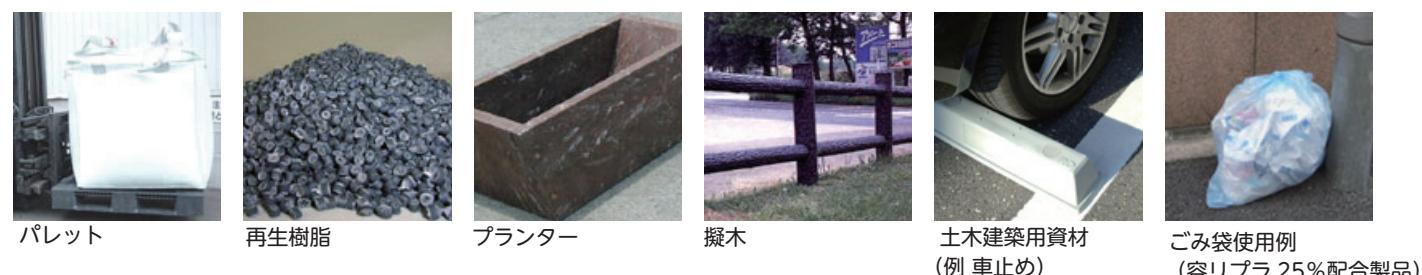
出典：(一社)プラスチック循環利用協会

7 プラスチック容器包装のリサイクル

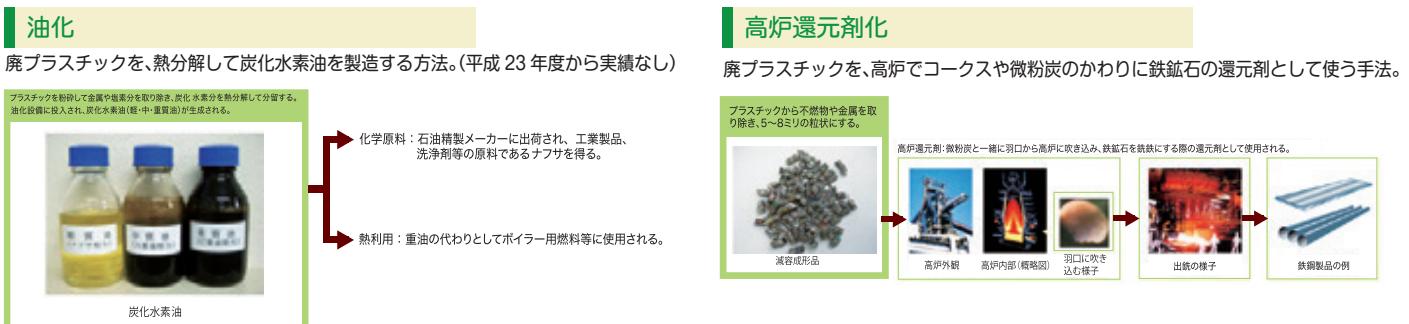
リサイクル方法	定義
材料リサイクル プラスチック原料・製品に	異物を除去、洗浄、破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る。
ケミカルリサイクル 高炉還元剤化	プラスチックを熱分解し、液体状の炭化水素油を得ること。再商品化で得られた炭化水素油は化学工業等の原材料又は燃料として利用。
コーカス炉 化学原料化	高炉で粒状にし、製鉄高炉中の鉄鉱石の還元剤を得ること。再商品化で得られた還元剤は、高炉で利用されているコークスの代替品として利用。
ガス化	コークス炉で粒状にしたプラスチックを石炭と共に加熱し、コークスを得ること。コークス炉内では、コークスだけでなく、炭化水素油、ガス等が製造される。炭化水素油については原材料、ガスについては燃料として利用。
固体燃料等	固体燃料（RPF）等の燃料を得ること。 ※緊急避難的・補完的手法

※材料リサイクル・ケミカルリサイクルの2手法では円滑な再商品化の実施に支障が生じる場合に利用

材料リサイクルで得られる再商品化製品



ケミカルリサイクルで得られる再商品化製品



コークス炉化学原料化



出典：(公財)日本プラスチック容器包装リサイクル協会 HP

8 分別・排出ルール

ここでは、プラスチック容器包装を分別・排出するための基本的なルールをご説明します。

消費者が分別・排出する場合、その地域の市町村が定めた分別収集の手引きなどに沿って、プラ容器包装を排出しますが、市町村毎にそのルールが少し違う場合がありますので、ここでは環境省が作成した「**プラスチック容器包装の分別収集の手引き**」に沿って説明します。

容器包装廃棄物を効果的にリサイクルするには、容器包装をきちんと分別することが必要不可欠です。しかし、消費者から排出される段階で、分別区分とは別の異物が混入したり、食品の汚れなどが付着していることがあり、選別作業やリサイクルできないものの処理に費用もかかります。特に、プラスチック容器包装は、レジ袋やパック、チューブにラップ、トレイやカップなど様々な形状のものがあり、納豆などの粘着性がある食品、マヨネーズなど油分が多い食品、キムチなど臭いの強い食品を容れた容器などが多いので、洗浄が難しく、容器包装廃棄物の質によって、リサイクル製品の品質やコストにも影響します。そこで、分別・排出をきちんとして、リサイクルに適さないものを除外すれば、リサイクル工程の効率化やリサイクル費用の低減にも繋がります。

プラスチック容器包装を分別排出する際の留意点は以下の通りです。

【排出時の品質確保】

まず、市民の皆さんがきちんと分別し、かつ不適切なものを混入させないことが何よりも大切です。そのためには市民の皆さんが、お住まいの市町村のや説明会などで、具体的な収集区分や排出ルールを十分に理解することが重要です。

【品質確保に向けた排出ルール】

(1) 異物の混入禁止

① 禁忌品の混入禁止

△収集や選別を行う作業者の安全のためにも、ガスライターやガスボンベ、化学カイロなど可燃物、刃物、カミソリ、乾電池、リチウムイオン電池の入った製品といった危険物は絶対に混入しない。

△医療系廃棄物（注射器、注射針、点滴セットのチューブ等）も、感染症の恐れのあるため、混入しない。



禁忌ルールを示したパンフレット例（環境省：プラスチック製容器包装 分別収集の手引き）

可燃ごみ 毎週水・土 午前7時までに 白色半透明袋(5kg) で 白色半透明のレジ袋も使用可	プラスチック製容器包装 毎週月曜日 午前8時までに 無色透明袋(5kg) で 袋を重ねしないでください レジ袋は使用不可	紙類 隔週の木曜日 午前8時までに 十文字に ひもを掛けて	金物・ガラス類 隔週の木曜日 午前8時までに 無色透明袋(5kg) で レジ袋は使用不可	埋立ごみ 毎月の第3火曜日 午前8時までに 無色透明袋(5kg) で レジ袋は使用不可	水銀ごみ 4-7・10-1月の第2火曜日 午前8時までに 無色透明袋(5kg) で レジ袋は使用不可	粗大ごみ 戸別収集 年6回 午前8時までに
--	---	--	--	---	--	--

各欄に「×」印が付いた項目が禁物一覧です。

注：上記は一例です。各市町村ごとに決めた分割・排出ルールをご参考ください。

出典：(一社) プラスチック循環利用協会

② プラスチック容器包装以外のプラスチック製品等の混入禁止

△プラスチック容器包装の排出に際しては、プラマークを印にして排出する。金属やガラス、紙などのプラスチック以外の素材、バケツや洗面器などの容器包装以外のプラスチック製品は、プラスチック容器包装とは一緒に排出しない。

(2) 付着物の除去

△中身製品や付着物が残る可能性が高いプラスチック容器包装は、さっと水洗いして排出する。

△付着した汚れの洗浄が困難なものについては、プラスチック容器包装として排出しない。これは、容器包装リサイクル法の基本方針にも定められています。

△特に、付着した汚れの洗浄が困難なラップ類は、再商品化の品質や作業効率の低下につながるので、排出しない。

■容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針 (平成18年12月1日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示10号)(抜粋)

容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項

消費者の取組

消費者は、分別収集が適正に実施されるためには、市町村が定める分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。具体的には、容器包装の種類に応じた分別・洗浄及び減容化を一層徹底し、付着した汚れの洗浄が困難なものについては容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去することが必要である。

△内容物の除去に過度な手間のかかるものは、可燃ごみや不燃ごみなどとする市町村もあります。ただし、安易に可燃ごみや不燃ごみなどとして排出しないで下さい。詳しいことはお住まいの市町村にご確認下さい。

プラスチック容器包装の出し方例

プラスチック容器包装では出せません	正しい出し方	プラスチック容器包装では出せません	正しい出し方
	注射器 收集できません かかりつけの病院・医療廃棄物専門収集業者へ依頼してください。		正しくは 破碎ごみ です 中身が残るか、汚れているもの
	点滴バッグ 正しくは 可燃ごみ です 内液を抜き取ってください		正しくは 破碎ごみ です 危険のないように新聞紙等で包んでください
	カミソリ・はさみ		正しくは 破碎ごみ です 危険のないように新聞紙等で包んでください

分別・排出

分別・排出 基本はきれいに出すこと		
お菓子の包装 	中身を払って 	汚れの少ないものはそのまま
カップ・トレイ 	漱いだり、紙で拭き取って 	水気は気つけてから出す

(3) 二重袋の禁止

△袋収集を行っている市町村の場合、収集袋の中にさらに小袋を入れる、いわゆる二重袋で排出されると、選別工程で、中の小袋が破れないことが多い、再商品化製品の品質が低下するので、二重袋では排出しない。

袋はごみでいっぱいにするようにお願いします！

ごみ出し4原則

- ごみは、ごみカレンダーを見て決められた日の出さない。
- ごみは、決められた場所に出す。
- ごみは、決められた方法で出す。
- ごみの袋の色を守る。

ちょっと待って!!

リサイクルしやすくするために、袋の中に小さな袋を入れないようにしてください。

リチウムイオン電池による発火事故が多発！！

●リチウムイオン電池が押しつぶされ、ショート・発火するイメージ



出典：(公財団) 日本容器包装リサイクル協会

9 3Rの推進

2010年に改正された容器包装リサイクル法では、各主体がリサイクル（再商品化）だけではなく、リデュース、リユースを含めた3Rに取り組むことを求めており、容り法は実質的に、容器包装3R法になったと受け止められています。もちろん、事業者は3Rに取り組む責務があります。

また、循環型社会形成推進基本法では、3Rの優先順位を、発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱利用、適正処分と定めています。

さらに、技術的、経済的に可能な範囲で、かつ環境負荷の低減に有効であることが最大限に考慮されること。この場合、環境への負荷の低減に有効であることが認められるときは、リデュース、リユース、リサイクル、熱利用の優先順位によらない（第6条、第7条）と規定しています。

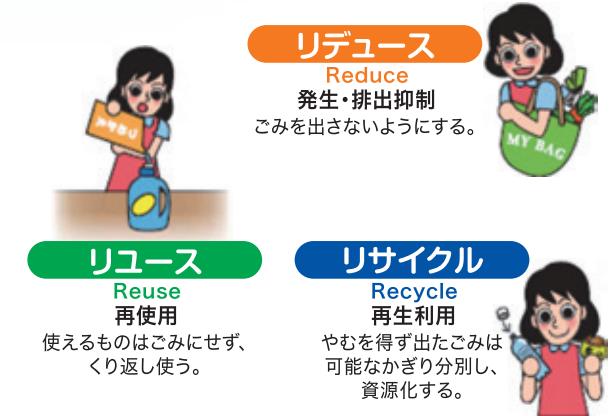
3Rとは

3Rとは、環境配慮に関するキーワードで、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を取った言葉です。この優先順位で廃棄物の削減に努めることが循環型社会形成推進基本法に示されています。

●リデュースとはごみの排出を抑制し、ごみができるだけ出さないようにする。例えば、使い捨て商品や過剰に包装された商品などを買わない、詰め替え製品を使うなど、資源を節約すること。

●リユースとは再使用すること。使えるものは繰り返し使う。例えば、繰り返し使えるものは、回収してもう一度使うなど、再利用すること。

●リサイクルとは再び資源として再生利用すること。例えば、牛乳パック、新聞紙、ペットボトルなどを回収して、もう一度資源として再生すること。



容器包装の環境配慮設計

容器包装に求められる本来の機能・役割を果すなかで、容器包装を含む中身製品全般の環境負荷を低減できる容器包装を設計することです。環境配慮設計を進めるには、まず中身製品を守ることで資源保護に貢献するという、容器包装の本来の目的を果し、その上で、容器包装の軽量化・薄肉化など、容器包装のリデュースにも取り組むことが重要です。

容器包装のリデュースには、個々の製品毎の最適化を目指すことが最も効果的で、これまで事業者はこうした自主的取組みで成果を上げています。当協議会は、事業者自らが、個々の製品の特性等を踏まえた自主設計ガイドライン等を設けて、環境配慮設計やリデュースに取り組んでいくことが効果的であると考え、プラスチック容器包装の環境配慮設計のための自主的ガイドラインを策定しています。

プラスチック容器包装の資源循環 2030宣言

当協議会は、2019年5月に「プラスチック容器包装の資源循環 2030宣言」を策定・公表し、2030年を目指して、プラスチック容器包装の3R+Renewable（持続可能な資源）等で100%資源の有効利用を目指す取組みを開始しました。

プラスチック容器包装の資源循環 2030宣言

プラスチック容器包装の3R+Renewable（持続可能な資源）等で、100%資源の有効利用を目指します。

当協議会は、容器包装リサイクル法（以下、容り法）で、プラスチック容器包装（以下、プラスチック容器）の再商品化義務を負う特定事業者である約100の企業および業界団体を主な会員としてプラスチック容器包装の3Rを推進している団体です。

当協議会は、特定事業者の立場から、これまで容り法の運用に積極的に協力するとともに、問題点などについては官公庁や関係諸機関に意見を申し出てきました。

当協議会は、容り法の特定事業者の団体として、これまで様々な取組みの実績や知見、プラスチック資源循環戦略を踏まえ、2030年に向けた当協議会の自主的取組みを宣言します。

今後、当協議会は、この2030宣言を基軸に、関係各主体とも連携して、プラスチック容器包装の3Rを推進し、プラスチック資源循環に貢献していきます。

取組みの項目

プラスチック容器包装の3R+Renewable（持続可能な資源）等で、100%資源の有効利用を目指します。

I.リデュースに関する取組み

- エコデザイン・環境配慮設計で推進します。
- 省及容率と主体間の連携で、プラスチックとの買い付け合いを深めます。
- 第1次～第3次自主行動計画を踏まえ、自主的取組みにより推進します。

II.リサイクルに関する取組み

- 効率的、効率的なリサイクルシステムの研究や実証などに協力します。
- リサイクル手法の改善、効率化の研究や情報収集および実証への協力などに取り組みます。
- デザインの改善を推進すると共に、リユース、リサイクル、有効利用の取組みを推進します。

III.再生材、バイオプラスチックの利用拡大

- 特定事業者の再生材利用の促進を図ります。
- 再生材、再生製品の用途、プロセスの実態調査を推進、協力します。
- 再生材の安全性確保に関する情報収集及び関連業界との情報交換を進めます。
- バイオプラスチック（以下、バイオ）普及ロードマップに沿った自主的取組みを推進します。

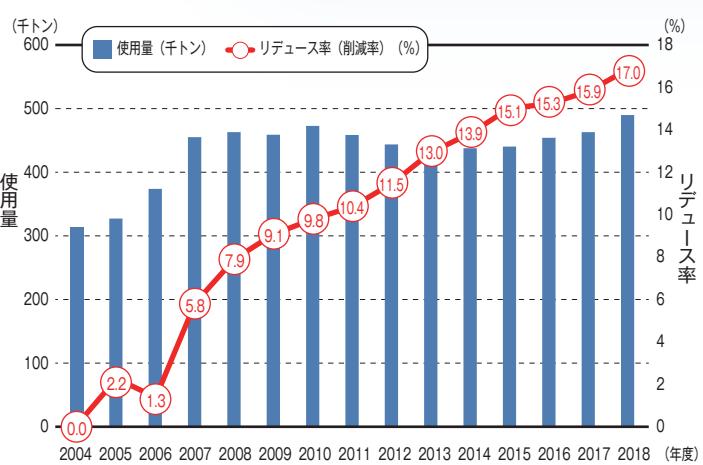
IV.海洋プラスチック対策への取組み

- ポイ捨て防止の重点項目である、一人ひとりの行動変革を促す啓発活動に、当協議会も積極的に参加、協力しています。
- 海ごみゼロを目指し、学術研究や各種の実証事業に支援、協力します。

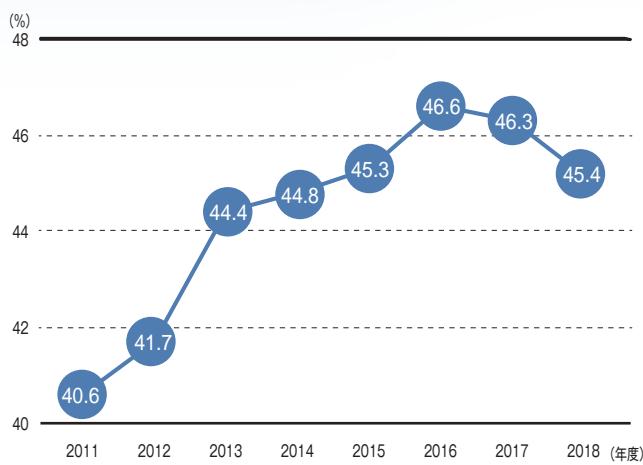
プラスチック容器包装のリデュース、リサイクル 自主行動計画の実績

当協議会では、3Rを進めるとともに、関係各主体との連携・協働を深めるために、3R推進団体連絡会（容器包装の3Rを進める八素材団体で構成）と連携して、プラスチック容器包装の3R自主行動計画（2019年度現在、2020年を目標年次とした自主行動計画2020：第3次自主行動計画）に取り組んでいます。プラスチック容器包装の場合、リユース（一旦使用した容器包装に、再度、中身製品を充填して市場に提供すること）は、食品・洗剤・化粧品・医薬品など中身製品の品質保護や安全性の確保の観点から難しく、リデュース、リサイクル、環境配慮設計に積極的に取り組んでいます。

■ プラスチック容器包装のリデュース率



■ プラスチック容器包装のリサイクル率



事業者の取り組む3R改善事例を紹介 3R改善事例集

■ 3R改善事例の応募推移

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
応募企業	39	38	27	26	25	19	15	33	24	23	27	29
アイテム数	101	71	58	54	62	44	35	66	65	51	65	61

■ 3R改善事例の規準（2019年度）

改良基準	基準番号	事例数(重複含)	割合
容器包装のコンパクト化	1	12	17%
容器包装の簡略化	2	12	17%
容器包装の薄肉化	3	23	33%
詰め替え	4	7	10%
付け替え	5	2	3%
複合素材化	6	0	0%
複合材質化	7	0	0%
再生プラスチックの利用	8	1	2%
易分別性容器包装	9	0	0%
減容化	10	1	2%
環境配慮設計	11	9	13%
その他特性	12	2	3%
合計		69	100%

■ 改善の一例



容器包装の薄肉化、環境配慮設計



環境配慮設計



容器包装のコンパクト化



市民・自治体と事業者の意見交換会を開催

当協議会は、関係各主体との相互理解と連携のために、2012年から毎年、市民・自治体と事業者の意見交換会を各地で開催しています。



年 度	市民・NPO	行政・自治体	事業者	合 計
2012年度	46	25	69	140
2013年度	64	54	73	191
2014年度	54	50	55	159
2015年度	43	46	70	159
2016年度	31	28	39	98
2017年度	15	22	37	74
2018年度	24	12	22	58
2019年度	71	8	19	98
合 计	348	245	384	977